

社会福祉法人恩納村社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 5 月 31 日

制 定

改正 令和 2 年 3 月 23 日改正 令和 8 年 3 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人恩納村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 23 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第 3 条 本会の役員等に対して、報酬を支給することができる。

- (1) 理事たる会長 月額 70,000 円
- (2) 理事たる副会長 月額 20,000 円
- (3) 監 事 年額 7,000 円

(費用弁償)

第 4 条 役員等が本会の理事会及び評議員会に出席したときは費用を弁償することができる。

- (1) 理事会、評議員会 日当 3,000 円及び車賃実費
- 2 監査を行った場合の監事の費用弁償は 7,000 円及び車賃実費とする。
- 3 役員等が本会の用務のために出張する場合の旅費の支給については、本会旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。